

期日前投票制度施行・不在者投票制度の改正

スポーツ少年団団員募集！
第15回多賀町美術展覧会開催
こうなっています町職員の給与など
ふるさとクロスワードパズル

2
2004年
No.678

広報



tagatown.jp

広報たが

広報たが 2月号
毎月発行 通巻第678号 印刷■有限会社 エー・サイト

発行■多賀町役場 編集■企画課 〒522-0341

滋賀県犬上郡多賀町多賀324 電話 0749-48-8122



表紙の写真

2月3日、多賀大社で節分祭が行われました。還暦をむかえられた男女約280人が、午前・午後に分かれて、「鬼は外、福は内」のかけ声とともに、福餅と福豆をまかれました。

安田末つさん満100歳 おめでとうございます

明治37年1月25日生



このたび、多賀町敏満寺にお住まいの安田末つさんが満100歳をお迎えになられ、町長が訪問させていただき、多賀町からお祝いの品等をお届けいたしました。

当日、ご自宅をお伺いしましたら、ご家族ご親せきの皆さんがお集まりになられ、末つさんを囲んで和やかなひとときを過ごされておられました。

末つさんのご様子について、ご家族の方によりますと好き嫌いなく何でもよく食べられる、よく寝ておられる、それが元気のもとになっているとのことでした。また、以前はよく本も読んでおられたとのこと。

末つさん本当におめでとうございます。いつまでもお元気で過ごしてください。

編／集／後／記

3月に第1回多賀町美術展覧会が開催されることになりました
▶個人的に、以前からこのような展覧会があればいいのにと感じていましたので、今から楽しみにしています。担当者と話してみても、「初めてのことなので、どのくらい出品していただけるか」と、少し不安そうでした▶試しに私も出品してみようかと思いい、現在構想を練っているところです▶少しでも多くの出品があること、また、多賀の文化の向上と芸術の発展を祈っています。
kikaku@tagatown.jp (は)



多賀町 ひとの動き (平成16年1月末現在)

人口	8,527人 (+5人)	男性	4,055人(-1)
		女性	4,472人(+6)
世帯数	2,591世帯(+7)		

多賀町町民憲章

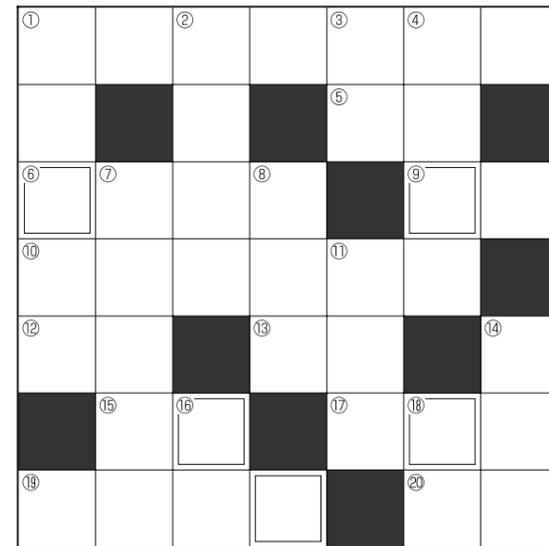
鈴鹿山系の緑と芹川・犬上川の清流に恵まれた多賀町に住むわたしたちは、日常生活の心構えとしてこの憲章を定めます。

- わたしたち多賀町民は
- 一、郷土に住む喜びを感謝し、平和で明るい町をつくりたい。
 - 一、歴史と伝統を生かし、教養を深め、かおり高い文化の町をつくりたい。
 - 一、互いに励まし助けあい、心のふれあう町をつくりたい。
 - 一、清くたくましい青少年のそだつ、健全な町をつくりたい。
 - 一、働くことに喜びをもち、しあわせな家庭、豊かな町をつくりたい。
- 昭和53年11月10日制定

★多賀町ホームページでもご覧いただけます★

<http://www.tagatown.jp/>

ふるさとクロスワードパズル



もんだい■
クロスワードを解答して、二重枠の文字を並び替えてできる言葉をお答えください。

ヒント■地球から7000万km以上離れた彼方から…

横のカギ

- ①2月11日は何の日?
- ⑤最近飼い主のモラルが問われています。
- ⑥野球でスチールといえは?
- ⑨割合。
- ⑩円谷プロがつくった子どもたちのヒーロー。
- ⑫5, 6, 〇〇, 8, 9, …。
- ⑬から。あいていること。
- ⑮芭蕉の言葉「〇〇のことは〇〇に習え、竹のことは竹に習え」
- ⑰自動車が横滑りして回転すること。
- ⑱←プラス。
- ⑳書籍を数えるときに使います。

縦のカギ

- ①6000年から8004年に十数回、日本から中国へ派遣された公式使節。
- ②元素記号Cで、鉄に似た灰白色の金属。
- ③囲碁・将棋の対局の手順を示した記録。
- ④その数で樹木の年齢がわかります。
- ⑦炊いたとき、もち米のような粘りけをもたない、普通の米。
- ⑧早く復興してほしいこと。
- ⑪シシキー〇〇〇。ミミー〇〇〇。
- ⑭面目。体面。
- ⑮まぐろのじょう。
- ⑯〇〇の斜塔。

応募方法
官製はがきで、解答と「広報たが」へのおたより(俳句・短歌・川柳・イラスト)やご意見を役場企画課までお送りください。有線FAXでも結構です。
有線FAX 2-201-8
Eメールでもお待ちしています。
<taga@tagatown.jp>

締め切りは3月10日です。正解者の中から抽選で10人の方に粗品を進呈いたします。発表は景品の発送をもってかえさせていただきます。
なお、おたよりの内容は抽選とは無関係です。
先月号のこたえは…
ネンガジヨウ(年賀状)だった。

平成15年
12月1日
施行

投票日
前でも

直接
投票箱

に投票
でき
ます!

昨年12月1日から、期日前投票制度が施行になりました。選挙期日前の投票手続きが大幅に簡素化され、従来の不在者投票のように、投票用紙を封筒に入れて、それに署名するといった手続きが不要になり、投票がしやすくなりました。

期日前投票制度って？

対象となる投票

名簿登録地の市区町村で行う投票

投票期間

選挙期日の公示日または告示日の翌日から選挙期日の前日まで

投票を行うことができる人

選挙期日に、仕事や旅行、レジャー、冠婚葬祭等の用務があるなど、一定の事由（従来の不在者投票事由）に該当すると見込まれる人

投票場所

期日前投票所（多賀町の場合、役場1階）

投票時間

8時30分～20時

投票手続き

基本的に選挙期日の投票所における投票の手続きと同じです。



平成16年
3月1日
施行

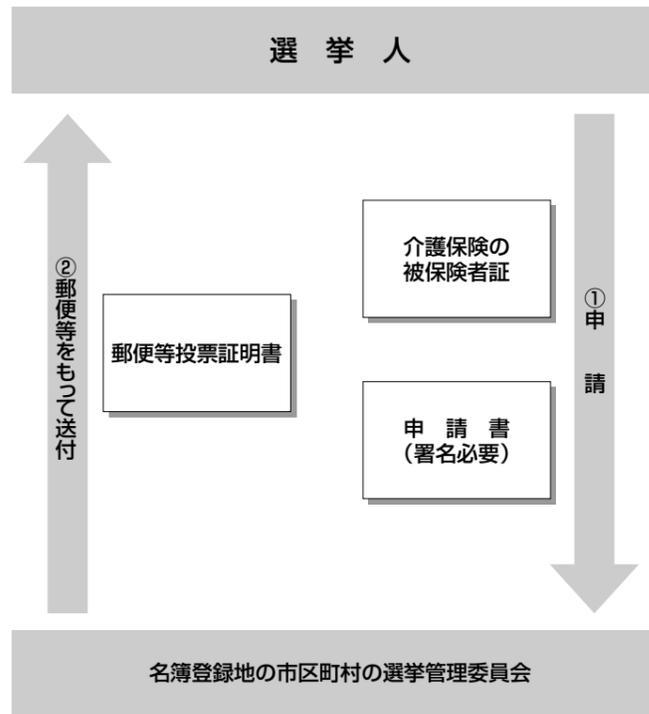
郵便等による不在者投票が
変わります!

郵便等による不在者投票の対象者の拡大

今回の公職選挙法の改正により、介護保険法上の要介護者で、介護保険の被保険者証に要介護状態区分が要介護5であると記載されている方が、新たに郵便等による不在者投票をすることができるようになりました。

郵便等投票証明書の交付申請

投票に先立って、郵便等による不在者投票をすることができるものであることを証明する「郵便等投票証明書」の交付を、名簿登録地の市区町村の選挙管理委員会に申請します。

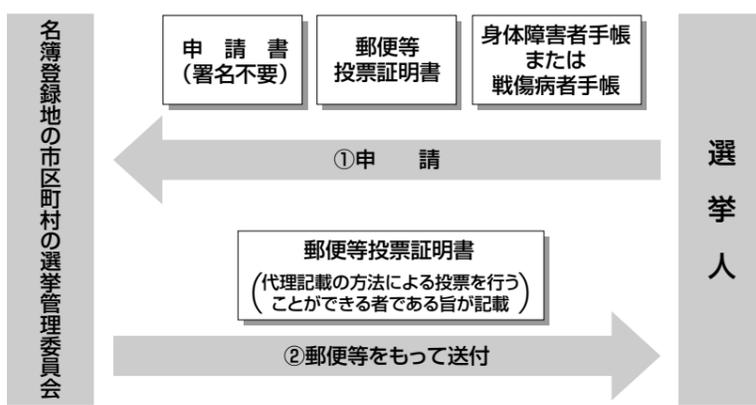


郵便等による不在者投票における代理記載制度の創設

郵便等による不在者投票をすることができる選挙人で、自ら投票の記載をすることができない人として定められた、次の(1)または(2)に該当する方は、あらかじめ市区町村の選挙管理委員会の委員長に届け出た人（選挙権を有する人に限る）に投票に関する記載をさせることができるようになりました。

代理記載の方法による投票を行うことができるこの証明手続き
郵便等投票証明書に代理記載の方法による投票を行うことができる旨の記載を受けます。

- (1)身体障害者福祉法上の身体障害者で、身体障害者手帳に上肢または視覚の障害の程度が1級であると記載されている人
 - (2)戦傷病者特別援護法上の戦傷病者で、戦傷病者手帳に上肢または視覚の障害の程度が特別項症から第2項症までであると記載されている人
- 代理記載の方法による投票を行うためには、郵便等投票証明書の交付申請に加えて、あらかじめ「代理記載の方法による投票を行うことができる」ということの証明手続き「および」「代理記載人となるべき人の届出の手續き」を行っておく必要があります。これらの手續きは同時に行うことも可能です。



図書館ニュース

お問い合わせ先
多賀町立図書館（あけぼのパーク多賀）
有線●2-1142 電話●48-1142
休館日●毎週月・火曜日、毎月最終木曜日、祝日の翌日（平日）
E-mail tosho@tagatown.jp

子ども陶芸教室展

中央公民館で行われている教室の受講生の皆さんによる作品を展示します。

会期 3月13日(土)～同28日(日)まで
場所 図書館内

人形劇

おなじみの人形劇団京芸により、人形劇です。みなさんそろってお楽しみください。

日時 3月6日(日) 15時～
会場 あけぼのパーク多賀2階大会議室
対象 幼児～小学校低学年

MUSEUM

多賀の自然と文化の館

博物館情報BOX

INFORMATION

お問い合わせ先
多賀の自然と文化の館（多賀町立博物館）
有線●2-2077 電話●48-2077 ファクシミリ●48-8055
休館日●毎週月・火曜日、祝日の翌日

多賀の自然と文化の館ホームページ
http://www.tagatown.jp/akebono/
http://www.biwa.ne.jp/taga-mus/
E-mail taga-mus@mx.biwa.ne.jp

3月						
日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	31			

4月						
日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	

…休館日

220歳・3人展

3人合わせて220歳の元氣な写真展です。

会期 3月13日(土)～同28日(日)
場所 対面朗読室

出演 小中 スガさん(83歳)
成宮 文子さん(73歳)
西尾 利治さん(64歳)

おはなしのじかん

絵本や紙芝居を読みます。お話の世界を楽しんでください。

日時 2月28日(土)、3月13日(土)、同20日(日)、15時～
場所 絵本コーナー

折り紙教室

今回は、春の折り紙を楽しみます。

日時 3月13日(土)14時～
会場 あけぼのパーク多賀2階大会議室
講師 真弓 美矢子 さん
対象 一般成人20人(申し込みの先着申し込み) 2月21日(土)10時から(電話可)

「2億8000万年前の化石をさがそう」

「サンゴ」礁の海の化石たちと
海底火山の岩石を観察
多賀町の山々をつくっている岩石は2億年以上も前に、日本から遠く離れた海底でできました。海底火山が噴出した時のマグマがかたまってきた岩石や、サンゴ礁の海で生活していたフズリナやサンゴの化石を観察して、多賀の大地の生い立ちを探ってみませんか？

日時 3月27日(日) 9時～12時
集合場所 多賀の自然と文化の館
駐車場 (8時45分集合)
募集 電話、FAX、または博物館受付で直接お申し込みください。
3月3日(日)9時から受付します。
小学4年生以下の方は保護者同伴でご参加ください。

持ち物 軍手、筆記用具、新聞紙、マジック、ビニール袋、傷害保険料(1000円)

定員 25人(先着順)です。お早めにお申し込みください。
※前日以降にまとまった雨が降った場合は中止します。また、当日の天気不安定な場合は、7時30分以降に博物館へお問い合わせください。
※動きやすい服装でご参加ください。

「霊仙・奥永源寺の四季」

山村と自然

3月28日(日)まで開催中
次のおり植村氏本人による講演会を実施します。撮影中の裏話や作品の解説など、この企画展をより身近に感じてください。ご参加できる講演会です。

日時 3月20日(土)13時30分～16時
場所 あけぼのパーク多賀2階大会議室
講師 植村明也氏
参加費 無料
定員 40人
申し込み 3月3日(日)9時から博物館受付します。(電話・FAX可)



おきな ちゅうかつしき 能面 中喝食【室町】
おきな しょうじょう 能面 猩々【桃山】
おきな こくしきじょ 能面 翁(黒色尉)【昭和】
おきな はくしきじょ 能面 翁(白色尉)【室町】

これらのお面は室町時代以降、多賀社において能・狂言が行われてきたことを示しており、近江猿楽の地における重要な資料となっています。
※当時、多賀大社は「多賀社」と呼ばれていたことに基づき記しています。

多賀町の文化財

センター通信
http://www.biwa.ne.jp/~taga-mus/akebono/bunkazai/
有線●2-0348 電話●48-0348
E-mail bunkazai@tagatown.jp

新指定文化財のご紹介その四

新たに町指定となった有形文化財のご紹介も今回で最後です。

能面・狂言面 七十二面 多賀大社所蔵

多賀大社には、能面43種59面、能面13種13面が伝わっています。これらの面が製作されたのは室町時代6面、桃山時代1面、江戸時代63面、明治・昭和が各1面となっています。

世阿弥の「申楽談義」には「近江は見まじ(敏満寺)のざ久座なり」と記されていることから敏満寺に猿楽座があったとされていますが、「多賀大社文書」には北坂座(敏満寺村の字名であることから敏満寺座と同一の可能性が高い。)の名も見え、室町初期から多賀社において猿楽が盛んに行われていたことがうかがえます。

これらの面は室町時代以降、多賀社



生活習慣病とは、「食習慣・運動習慣・休養・喫煙・飲酒等の生活習慣が病気の発症や進行に与する疾患群」と定義されています。

今日、豊かな「食」環境と運動不足等の生活習慣のかたよりを背景に全死亡の60%を占める生活習慣病は、10歳代の子どもにも肥満や動脈硬化のきざしがみられ、若年層から中高年層までの間に、さまざまな生活習慣病とその予備群が増えつつあります。

『生活習慣病の予防』といえは、まず①よい食習慣を身につけ、運動や休養を積極的に取り入れ「健康的な生活習慣の確立」を図ること。②健康と感じていても、年に一度は健診を受け、生活習慣病の早期発見、早期治療を行うことです。

そこで、多賀町では平成16年度につきましても、例年どおり、春から結核検診・ふれあい健診・がん検診の実施を予定しています。

生活習慣病を予防しよう

～スポーツ口メモ～

貝類や海藻類、赤身の肉や魚、卵黄、レバーなどに多く含まれる物といえば…そう、鉄分です。

この鉄分が不足すると疲れやすくなり、動悸や息切れ、食欲不振、集中力の低下などの症状を引き起こします。鉄分は、発汗などにより水分とともに体外へ放出されるため、ランニングを続けている人やよく汗をかく夏場にはとくに補給する必要があります。そして摂取する際はタンニンを含む緑茶や紅茶、大豆などと一緒にとると吸収力が悪く、逆にビタミンCやクエン酸とともに摂取することで吸収力が良くなります。食事中、鉄分を吸収したい時はお茶よりオレンジジュースを飲んだほうが良いということになりますね。

わくわく
すぽーつランド

お問い合わせ先
多賀町B&G海洋センター
有線●2-1625 電話●48-1625 ファクシミリ●48-1884
E-mail bg@tagatown.jp

元気な多賀町を！
チャレンジデー2004

もうおなじみとなりました、チャレンジデーへの参加、3年目をむかえます。今年は、5月26日(水)です。昨年同様、各字、学校、企業を中心に、また個人もぜひ参加していただき、運動する習慣を身につけて元気な多賀町をアピールしましょう。なお、今年が最後の参加になる予定ですので、今まで以上の盛り上がりを目指しています。

- 定めています。これらの健診の対象者をより正確に把握するため調査をさせていただきます。
- また、平成16年度実施の健診につきましては、この調査を基に、対象となる方に、案内の文書の送付を予定しています。
- 次に該当する方については、何かとお忙しい時期にお手数をおかけいたしますが、調査にご協力ください。よろしくお願いいたします。
- 平成16年度健診(ふれあい健診・老人健診・結核健診・がん検診)の対象者を把握するための調査に該当する方**
- ①平成16年度中に16歳に到達する方(昭和63年4月2日生～平成元年4月1日生まれの方)
 - ②平成16年度中に18歳に到達する方(昭和61年4月2日生～昭和62年4月1日生まれの方)
 - ③平成16年度中に30歳に到達する女性の方(昭和49年4月1日生～昭和50年3月31日生まれの方)
 - ④平成16年度中に40歳に到達する方(昭和39年4月1日生～昭和40年3月31日生まれの方)
- また、平成15年度中に「退職して町の健診を受けた方」や「町外から転入してきた方」等の場合は、なるべく2月中旬に福祉保健課健康増進係までご連絡ください。

★平成16年度 多賀町スポーツ少年団 団員募集★

団名	対象	練習日・時間	場所	会費	指導者代表
大滝柔道スポーツ少年団	小学1～6年生 中学1～3年生	4月～11月 火19:00～20:00・土18:00～19:30 12月～3月 火19:00～20:00・土17:30～19:00	大滝武道館	月1,500円	藤内 敏伸 5-1946/47-1946 西澤 亮 5-5813/47-1249
大滝ミニバスケットボールスポーツ少年団	町内小学1～6年生 男女	毎週水曜日 18:30～20:30 毎週金曜日 18:30～20:30	滝の宮体育館 海洋センター体育館 他	前期5,000円 後期5,000円	藤内 浩 5-5629/47-1317(昼) 藤内 真仁 5-5596/49-0026
多賀少年剣道スポーツ少年団	町内小学1～6年生	毎週金曜日18:30～19:30(防具なし) 19:30～20:30(防具あり)	海洋センタートレーニングルーム	月1,000円	若林政次郎 2-2689/48-1662 山本 巖 5-5870/49-0294
日本空手道正剛館湖東多賀スポーツ少年団	町内小学生以上	毎週月・木曜日 19:00～20:30	大滝武道館	月1,500円	大矢 好夫 2-1002/48-1002
多賀少年野球スポーツ少年団	(クラブ)町内小学1～6年生 (教室)町内小学1～3年生	土・日・祝日(4年生まで半日) (実践が中心で試合や紅白戦) 火・木の教室日の中で都合のよい5回を選んで参加	滝の宮グラウンド 町民グラウンド 他 滝の宮体育館 多目的運動広場	月1,500円 月500円	辻 正人 2-0125/48-0125 辻 慶一 5-5761/47-1308 藤谷 忍 5-1270/47-1270
多賀Kidsバレーボールスポーツ少年団	町内小学1～6年生	毎週水・木曜日 18:00～20:00 毎週土曜日 9:00～12:30 (練習試合に変更される場合あり) 練習試合…月2、3回	勤労者体育センター 他	月1,500円 (保険代1,000円別)	大久保喜久夫 5-5880/49-0408 友本 圭昭 3-3375/48-1545
TAGAミニバスケットボールスポーツ少年団	町内小学1～6年生(女子)	毎週火・木曜日 18:15～20:15 (試合前は土・日の練習もあり)	海洋センター体育館 他	月1,000円	遠藤 誠 3-1266/48-1266

支援費制度サービスの選択とその向上のために

事業者・施設を自由に選択し、サービスの向上を図ります。

支援費制度では、どの施設に入るのかや、どのホームヘルパーに来てもらうかを、あなたが選ぶことができます。施設や事業者は、あなたに選んでもらえるよう

有料道路における障害者割引制度が改正されました

通勤、通学、通院等の日常生活において、有料道路を利用する障害者に対して自立と社会経済活動への参加を支援するため有料道路の割引が行われていますが、平成15年12月1日障害者割引制度の改正に伴い、全国一律に割引証を廃止し、障害者手帳のみで割引が適用されることになりました。

杉の子作業所が社会福祉法人になりました

昭和56年に設立された杉の子福祉作業所は、知的障害者の自立支援のための通所施設として今日まで運営されてきました。平成15年11月6日に滋賀県知事から社会福祉法人の認可を受け、これからは社会福祉法人「杉の子会」として法人経営をされることになりました。

今回の法人設立にあたり旧保健センターを譲渡し、総工事費8,851千

に、良いサービスをしようと努力します。支援費制度は、このようにして、障害のある人が使うサービスをより良いものにしていくことを目指しています。

もしも、あなたがどの施設に行ったら良いかわからなかったり、どのヘルパーに来てもらったら良いか迷ったりしたときは、役場福祉保健課(ふれあいの郷内)の窓口でよく相談してください。

れ、ETC走行時の割引適用も可能になりました。割引を受けるためには、新たに福祉保健課で登録が必要です。

※対象となる障害者の範囲、登録に必要な書類等があります。

※これまでの割引証は、平成16年5月31日までの有効期限となります。

※ETC利用促進のため、車載器購入代金の一部を全国で先着15万人に助成される制度もあります。

円をかけて旧保健センターを障害者に適した施設にする改修が進められており、今年3月末をめどに完了し、新しく生まれ変わっていきます。

杉の子作業所は、町内外の企業などの下請作業、出向作業、農作業、縫製、また町内の保育所、幼稚園、小中学校との交流も行ってこられました。

これからも障害者やその家族の自立と社会参加を目標に生まれ育った地域で心豊かに暮らすことができるよう期待しています。

人権の詩

はじめての命「まき」
なかもら こういち

八年間子どもができなかった家庭にはじめての命「まき」が誕生した。

まきが笑った。
祖母も父も母も みんな笑った。
まきがよちよち歩いた。
祖母も父も母も みんなとびあがって手をそえた。
まきがしゃべった。
祖母も父も母もみんな大声で同じ言葉をくり返した。

ある日
まきは 全身に煮え湯がかかり大やけどをした。

まきが泣いた やけどのきずがいたくて。
祖母が泣いた 孫の苦しむ姿を見て。
母が泣いた 自分のきずと感じて。
父は祈った 心にきずをのこすなと。

▼人の幸福と不幸は、表裏一体のものなかもしれません。兵庫・淡路大震災もまた、一瞬にして、幸福な人びとを地獄におくってしまった。
▼なぜ「まき」が「全身に煮え湯」をあびたのか、その原因は不明ですが、幼い生命が、傷ついたので。「まき」の泣き声は、傷の痛さに耐えかねたからでしょう。祖母の涙は、孫の悲鳴が心にささったためでしょう。母の涙は、自分の肉体の一部をきずられた思いのためでしょう。そして、父の祈りがありました。「心にきずをのこすな」と。
▼父は、ぼつりと私に話してくれました。「私にとって人権とは「まき」のこれからの人生です」と。この四大家族に、輝く幸せがめぐりますように、私はそっと祈っています。
この作品は、広島県海田教育委員会編、人権啓発冊子「いのちのかがやき」(1999年)によります。
人権読本 じんけんの詩Ⅱ(明石書店) 編者 今野敏彦/さし絵 美馬須美子 から

ご成人 おめでとう。 ごきげんよう。

21世紀を背負うのは君たちだ！

1月12日、「多賀町新成人の集い」が行われました。今年は96人の新成人が参加されました。

式典に続いて記念撮影、新成人と町参加者との「出会いのワークショップ」と和やかな雰囲気の中、集いが進行しました。

ワークショップでは新成人の方々にそれぞれの大きな夢を話していただきました。また、夢の実現のため努力されていることも伝わりました。町参加



▲夢を語った「出会いのワークショップ」

者の先輩方からは温かい励ましの言葉が贈られました。新成人のますますのご活躍を心からお祈りします。
盛年重ねて来たらず
一日再び展なり難し
時に及んで当に勉勵すべし
歳月人を待たず
▲新成人に贈られた松宮教育長の書「偶成」(陶淵明の詩)

平成15年度 多賀町美術展覧会

～多賀町の文化の向上と芸術の発展を～

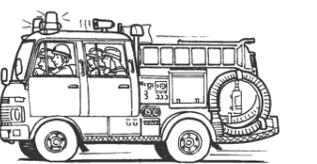
会期 3月13日(土)～同18日(木)
9:00～16:00(月曜日は休館)

会場 多賀町中央公民館

出品申込書の配布・問い合わせ先
教育委員会 社会教育課 (中央公民館内)

消防

犬上分署・多賀町消防団



春の火災予防運動

火災が発生しやすい気候となる時期を迎えるにあたり、3月1日から同7日までの1週間、全国統一標語「その油断 火から炎へ 災いへ」を合言葉に、皆さんに火災を起こさないよう呼び掛け、大切な生命や財産を火災から守ろうという目的で、全国一斉に春の火災予防運動が実施されます。

故意的でないかぎり、火災はいつ何時に起こってしまうか、私たちに予測できないものです。もし、自分の身のまわりで火災が起きたなら、自分自身は何ができるのだろうか?この機会にもう一度、家庭や職場内で防火についての話し合いをされてはいかがでしょうか。
また、自治会や事業所等で防災訓練や消火訓練、救急訓練等が行われる時は、皆さんも積極的に参加して消火器・消火栓等の使い方や応急手当を身



平成15年度 防火標語 その油断火から炎へ 災いへ

につけ、自分の身は自分で守ると強い気持ちを持ってください。
また、この期間中には、「全国山火事予防運動」も併せて実施されます。春たけなわのこの季節に、ハイキングや山菜取り等、行楽で山に入ることが多くなります。この時期は、空気が乾燥し草木が燃えやすくなっているうえ、強い風の吹く日が多く、一年のうちでもっとも山火事が発生しやすい時期です。山に入る方は、山火事を未然に防ぐためにも、次のことに心がけてください。
① 枯れ草等のある危険な場所では、たき火等をしない。
② 強風時および乾燥時には、山仕事などでも火入れをしない。
③ たばこの吸い殻は必ず消し、携帯灰皿などに入れて持ち帰ること。決して「ポイ捨て」をしないこと。
以上を一人ひとりが守っていれば、必ず山火事を防ぐことができます。
しかし、万が一、火災が起きた場合には(火災に限らず、救急や救助の場合でも)、皆さんからの正確な119番通報と素早い初期消火が、災害による被害を最小限に抑えることにつながりますので、ぜひご協力をお願いします。



くすね

多賀町青少年育成町民会議

青少年健全育成の研修会に参加して

多賀町青少年育成町民会議
事務局長 棚池 澄枝

講師に、滋賀県教育委員長で臨床心理士の高橋啓子さんを迎えて、「平成15年度 東海・北陸・近畿地区 青少年健全育成活性化方策研究協議会」が開催され、出席して聴いたこと、思ったことを紹介します。

今の子どもたちには、「もう少し考えたら?」「思った子どもとそんなに思わなくてもいいんじゃない?」という子と2つのタイプがあるということですが、もう少し考えたら?の例として、幼稚園児と父親の会話で、電車に乗っておばあさんのところへ行く時のことでした。最初は2人で駅名を順番に言っていたが、そのうち、子どもがジュースを欲しがった。父親は子どもに「おばあさんの家に行ったら、冷蔵庫においしいジュースが入っているのよ、着くまで楽しみに待ってね。」と

言ったら子どもは納得した。この父親は子どもに自己決定させているのだ。しかし、小さいころから納得のいくことしかしなくなる可能性がある。では、今後の子どもたちには何が必要なのか、想像力やイメージする力、段々のできる人間、心配りの豊かな人間、おもてなしのできる人間が望まれる、というような内容のお話でした。
このあと、中・高校生の意見発表がありました。どの人も模範生のようなすばらしい意見でしたが、できるなら、悩んでいる人、問題のある人の生の声が聞きたかったです。
分科会では、「居場所づくり」をテーマに、宇治市青少年健全育成協議会の南部小学校校区から発表がありました。

子ども遊び場として、第1、第3土曜の午前中に小学校のグラウンドを開放し、育友会やボランティアの方にお願いして、体験的活動の場を設け、多くの子が参加し、一定の成果をあげられています。学校、家庭、地域が三位一体となり、子どもから高齢者まであらゆる世代が、ふれあう場所や機会が必要で、子どもに深くかわっていただいているということでした。
多賀町の子どもたちにも安心して学べる(遊べる)場所をつくってあげたいと思います。

その32 市町村合併を 考える

第17回彦根市・豊郷町・甲良町・多賀町合併協議会が1月13日多賀町中央公民館で開催され、議会の議員の定数および任期の取扱いについて、新市建設計画について、確認されました。

議会の議員の定数および任期の取扱いについて(確認内容)

1. 1市3町の議会議員については、市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号)第7条第1項第1号の規定を適用し、合併後、平成17年7月31日までの間、引き続き新市の議会の議員として在任する。

2. 在任特例適用後、最初に行われる新市の議会の議員の選挙については、選挙区を設けず、新市の区域をもって選挙区とする。

3. 在任特例適用後の議会の議員の定数については、34人とする。

※合併特例法第7条第1項第1号 議会の議員の在任に関する特例 第7条 市町村の合併に際し、合併関係市町村の議会の議員で当該合併市町村

の議会の議員の被選挙権を有することとなるものは、合併関係市町村の協議により、次に掲げる期間に限り、引き続き合併市町村の議会の議員として在任することができる。この場合において、市町村の合併の際に該当合併市町村の議会の議員である者の数が地方自治法第91条の規定による定数を超えるときは、同条の規定にかかわらず、当該数をもって当該合併市町村の議会の議員の定数とし、議員に欠員が生じ、または議員がすべてなくなったときは、これに応じて、その定数は、同条の規定による定数に至るまで減少するものとする。ただし、第3項において準用する前条5項の規定により編入合併特例定数をもってその議会の議員の定数とする場合において議員がすべてなくなったときは、この限りでない。

新市建設計画 「新市まちづくり計画」について

新市まちづくり計画(案)が確認されました。内容につきましては、先日配布しました「新市まちづくり計画のあらまし」をご覧ください。

議会議員の定数及び任期の現況

彦根市	豊郷町	甲良町	多賀町
法定数 34人	法定数 18人	法定数 18人	法定数 18人
条例定数 28人	条例定数 14人	条例定数 14人	条例定数 12人
(現員数28人)	(現員数14人)	(現員数13人)	(現員数11人)
平成15年5月1日～平成19年4月30日	平成15年11月14日～平成19年11月13日	平成12年2月5日～平成16年2月4日	平成12年4月1日～平成16年3月31日

市町村合併に係る 住民説明会が 開催されました

各市町で、住民説明会が開催されました。多賀町では、1月25日に中央公民館で開催され、113人の参加がありました。合併協定項目の内容・新市まちづくり計画について説明後質問があり、意見が交わされました。



教育ノート

教育委員会だより

教育委員会学校教育課
 電話2-3741 電話48-8123
 E-mail g-ed@tagatown.jp

平成16年度 多賀町 育英資金奨学生募集

本制度は、もろもろの経済的な事由により、就学するために必要とする費用の負担が困難な場合に、その一部として奨学金を給付する制度です。つきましては、平成16年度生を募集します。

1. 資格

町内に3年以上居住または居住する者の子弟であり、高等学校(定時制含む)、高等専門学校、各種専修学校、短期大学(部)、大学、大学院に在学し、学業・人物ともに優秀でありかつ健康で学費援助が必要であると認められる方。

2. 奨学金の給付

奨学金は月額高校生(高等専門学校3年生まで)10,000円、その他は20,000円を直接本人または保護者に給付し、償還義務はありません。

3. 奨学生の申請方法

希望される方は、教育委員会事務局にて必要書類(奨学生願書等)をお渡しいししますので期間内に提出ください。

自動更新ではありませんので、昨年以前から給付されている方も必ず申請を行ってください。

4. 募集期間

3月22日(月)～4月16日(金)

5. 奨学生の採用

多賀町育英資金運営委員会の選考を経て町長が決定し、本人あてに通知します。

平成16年度 就学援助制度について

多賀町では、町内に居住し、町内の小中学校に在学するお子さんがおられるご家庭で、経済的な理由により就学に必要な経費の負担にお困りの保護者の方に、お子さんが安心して就学できるように、学用品費・新入学学用品費・学校給食費等の一部を援助しています。教育委員会または各学校まで、お気軽にご相談ください。

《援助の対象となる保護者》

・生活保護法に基づき保護の停止または廃止された方

《援助を受ける手続き》

援助を希望される方は、申請書(教育委員会もしくは学校にあります)に必要事項を記入して、各学校へ提出してください。

《提出期限》

3月10日(木)

《注意事項》

※昨年度、認定されていた方も、援助を希望される場合は必ず申請をしてください。
 ※審査により認定されますので、申請されても援助を受けられない場合もあります。

ボーイスカウト 隊員募集

～みんな集まれ！
 楽しいプログラムがいっぱい！
 ボーイスカウトは、自然の雄大さ、厳しさを教育の場として、自然から学ぶことや弱者に手を差しのべるボランティア精神・環境意識やチャレンジ精神の育成を行っております。

対象 小学校1年生の男女から成人までのプログラムで「社会に役立つ立派な社会人」を目標として、一般の社会人が指導者となって導いていきます。皆さんの加入をお待ちしております。

募集要項

対象 小学校1年生から成人まで、性別は問いません。
 活動 年間計画に基づいて、毎月2～3回の集会。(1回の集会2～3時間程度)
 経費 ユニフォーム代(入隊時のみ)、隊費・育成会費として毎月1,000円程度。
 指導 町内の成人指導者がボランティアで指導します。

申し込み期日 2月下旬までにお願いたします。ただし、年度途中でも随時受け付けています。
 問い合わせ・申し込み先 多賀大社内・ボーイスカウト犬上第1団事務局 電話48-1100

1 (F) 48-20200

こうなっています 町職員の給与など

区分	職員全体に占める 手当支給職員の割合	支給対象職員1人あたり 平均支給年額	手当の種類 (手当数)
特殊勤務手当 平成14年度 普通会計決算	全職種	-	4

時間外勤務手当	普通会計決算		平成14年度	平成13年度
	支給総額		15,863千円	15,507千円
	職員一人あたり支給年額		193,451円	193,838円

区分	多賀町の内容(月額)	国の制度との異同	
扶養手当	配偶者	13,500円	同じ
	扶養家族(2人まで)	6,000円	
	(配偶者が扶養家族でない場合の1人目)	6,500円	
	(配偶者がいない場合・扶養親族1人)	11,000円	
住居手当	借家・借間(最高限度)	27,000円	同じ
	持ち家	1,000円	
	(新築・購入後5年間)	2,500円	
通勤手当	交通機関使用(最高限度額)	55,000円	同じ
	自動車・バイク等使用者 通勤距離に応じて	2,000円-24,500円	

8.特別職の報酬等 (平成15年12月1日現在)				
区分	給料・報酬月額	期末手当		
給料	町長	740,000円	6月期 1.70月分	計3.3月分
	助役	635,000円	12月期 1.60月分	
	収入役	590,000円		
報酬	議長	300,000円	6月期 1.70月分	計3.3月分
	副議長	220,000円	12月期 1.60月分	
	議員(委員長)	195,000円		
	議員	190,000円		

9.部門別職員数 (平成15年4月1日現在)				
部	門	平成14年度	平成15年度	増減数
一般行政	議会	2	2	0
	総務	19	20	1
	税務	5	5	0
	農水	6	6	0
	商工	1	1	0
	土木	7	7	0
	民生	37	36	△1
	衛生	5	5	0
	小計	82	82	0
	特別行政	教育	30	30
普通会計	計	112	112	0
公営企業等	水道	4	4	0
	下水道	4	5	1
	その他	3	3	0
	小計	11	12	1
	総合計		123	124

※職員数は一般職に属する職員数です。地方公務員法の身分を保有する退職者、派遣職員などを含み、臨時、非常勤職員は除いています。

10.職種別の職員構成 (平成15年4月1日現在)		
一般職員数	職種	人数
124人	一般行政職	73人
	事務または技術部門の業務に従事している職員のうち、「技能労務職」または「その他の職種」のいずれにも該当しない職種。	
	技能労務職	13人
	現業部門の業務(給食調理師等)に従事している職員	
	企業職、税務職、福祉職(保育士)、教育職(幼稚園教諭)、保健師	38人

町職員の給与について公表します。これは、町職員の給与の実態を知っていただき、町政に対するより一層のご理解が得られるよう実施するものです。

1.人件費(普通会計決算)					
区分	人口(H15.3.31)	歳出額(A)	実質収支	人件費(B)	人件費率(B/A)
14年度	8,496人	4,114,345千円	164,273千円	940,786千円	22.9%

(注) 人件費には、給料諸手当のほか共済費・退職手当組合納付金・災害補償基金納付金などを含み、特別職に支給される給料、報酬などを含まず。

2.職員給与費(普通会計予算)						
区分	職員数(A)	給与費			一人あたり 給与費(B/A)	
		給料	職員手当	期末・勤勉手当		
15年度	118人	444,035千円	79,068千円	191,416千円	714,519千円	6,055千円

(注) 給与費は、当初予算に計上された額です。

3.職員の平均給料月額および平均年齢 (平成15年4月1日現在)				
区分	一般行政職		技能労務職	
	平均給料月額	平均年齢	平均給料月額	平均年齢
多賀町	320,100円	39.11歳	265,600円	49.5歳
国	327,623円	40.5歳	286,340円	48.9歳

4.職員の初任給 (平成15年4月1日現在)				
区分	多賀町		国	
	決定初任給	採用2年経過給料額	決定初任給	採用2年経過給料額
一般行政職	大学卒	171,500円	185,600円	171,500円
	高校卒	139,500円	149,200円	139,500円

(注) 決定初任給の額は、学校卒業後直ちに採用された場合のもです。

5.職員の経験年数別・学歴別平均給料月額 (平成15年4月1日現在)			
区分	経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	255,300円	299,700円	339,700円
	207,500円	255,300円	299,700円

(注) 経験年数とは、学校卒業後直ちに採用され引き続き勤務している場合は、採用後の期間をいい、採用前に民間企業等の経歴のある場合は、その期間を職務に役立つ度合いに応じて換算した期間を含みます。

6.一般行政職の級別職員数 (平成15年4月1日現在)									
区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	計
標準的な職務名称	主事補・技師補	主事・技師	主任主事・主任技師	主任・係長	係長	課長補佐	課長・参事	課長	
職員数	0人	8人	14人	10人	16人	11人	6人	8人	73人
構成比	0.0%	11.0%	19.2%	13.7%	21.9%	15.0%	8.2%	11.0%	100%
学歴別 構成比	1年前の	0.0%	12.5%	16.7%	15.3%	20.8%	16.7%	9.7%	8.3%
	3年前の	2.8%	19.4%	9.7%	15.3%	16.7%	19.4%	9.7%	7.0%

(注) 多賀町の給与条例に基づく給与表の級別区分による職員数です。標準的な職務名称とは、それぞれの急に該当する代表的な名称です。

7.職員手当 (平成15年12月1日現在)				
区分	多賀町			国の制度との異同
	(支給割合)	6月期	12月期	
期末勤勉		1.55月分	1.45月分	3.0月分
勤勉手当		0.70月分	0.70月分	1.4月分
期末・勤勉		職務上の段階・職務の級等による加算措置あり。		
退職手当		滋賀県内43市町村の一部事務組合で組織する滋賀県市町村職員退職手当組合の「滋賀県市町村職員の退職手当に関する条例」により支給されます。		

8.調整手当 (平成15年4月1日現在)					
調整手当	支給対象	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)	支給対象職員1人あたり平均支給年額
平成14年度 普通会計決算	地域 全域	2%	全職員	-	75,651円

知事、地元住民と気軽にトーク ダム建設は責任をもって進める

当町の水谷地先に、滋賀県が計画している芦谷ダム建設事業に伴って影響を受ける地元住民と國松善次滋賀県知事が話し合う「知事と気軽にトーク」が、昨年12月17日に上水谷の浄願寺で行われました。

國松知事は、トーク前に家屋が水没する住民の移転予定地やダム建設予定地などを視察されました。トークでは、地元住民から「芦谷ダム建設に対する滋賀県の方針を聞かせてほしい。」などの質問が出ました。

國松知事は、「芦谷ダムは滋賀県が判断して建設するものである。私が責任を持って進める。」と答弁。その他、移転地の問題や道路整備などについても話し合われました。

芦谷ダム建設事業は、今後、平成18年度に補償基準の妥結に向けて取り組まれ、平成19年度に工事が着工が計画されています。



いつもありがとう 心のこもった贈り物

— 県立甲良養護学校から —
甲良町金屋にある、県立甲良養護学校では、作業学習の一環としてさまざまな農作物を校内の温室・農場で栽培されています。



その作物を、日ごろお世話になっている関係機関へ贈呈することで、勤労の喜びと今後の学習意欲を高めることを目的として、愛知郡・犬上郡の役場などを訪問されています。

今回、前川さん、林さん、土田さんから、「大切に育ててください。」と、シクラメン1鉢と葉ぼたんのプランター1個を、夏原町長に手渡ししてくださいました。

夏原町長からは、「いつもきれいな花をありがとうございます。」と感謝の気持ちを伝えられました。

第19回彦根市男女共同参画フォーラム & 湖東地域男女共同参画ひろば 今、男の変わりどき そして、女も変わりどき

あなたは、あなたらしく人生を生きていますか?これまでの、そしてこれからの生き方について考えてみませんか?

日時 ■ 2月29日(日) 13時~16時
会場 ■ ビパシティ彦根 2階ビパシテイホール

内容 ■ 近江猿蓑多賀座(13時20分)・高橋ますみさんによるトーク・トーク(13時45分)・桂文也さんによる創作落語「笑って・感じて・気づいて・変わる」(14時30分)

参加費 ■ 無料
問い合わせ先 ■ 実行委員会事務局(湖東地域振興局 地域振興課) 電話 27-2204

みんなで交通災害共済に 加入しましょう!

交通災害共済は、県民一人ひとりが掛け金を出し合い、交通事故にあわれた方に見舞金をおくり、救済しようという住民のための共済制度です。この制度は、子どもから高齢者までだれでも加入でき、見舞金の請求手続も簡単です。

※交通事故発生日から1年以内が請求期間です。加入されていて、見舞金の請求をお忘れの方はご注意ください。

掛け金 ■ 年間500円(1人)
共済期間 ■ 平成16年4月1日~平成17年3月31日

加入手続 ■ 所定の申し込み書に必要事項を記入のうえ、掛け金を添えて各学区長さんまたは企画課へお申し込みください。

問い合わせ先 ■ 役員企画課(内)2・2018 電話 48-8122

多賀中学校吹奏楽部 スプリングコンサート

多賀中学校吹奏楽部の皆さんによるコンサートが開催されます。ぜひ聴いてください。

日時 ■ 3月21日(日)
開演 13時30分 開演 14時

場所 ■ 多賀町中央公民館大ホール
入場料 ■ 無料

東近江・湖東・湖北地域 企業合同説明会

日時 ■ 3月2日(火) 10時~16時
会場 ■ 彦根プリンスホテル
対象者 ■ 求職中の方
参加費 ■ 無料
内容 ■ サクセスセミナー「ライブルに差をつける」面接対策・自己PR法(9時30分受付~11時50分) / 就職何でも個別相談「予約優先」(10時~12時) / 就職説明会「予約不要・入退室自由」(12時30分受付~16時)

問い合わせ・個別相談予約先 ■ ジョブズ テレシオン草津 電話 077-5666-7400(077-5666-7400)
http://www.shiga-kyou-kusatsu.jp/

保健業務

(平成16年3月)

行 事 名	実 施 日	受付時間	場所	対象者
すくすく相談	3月23日(火)	10:00~11:00	多賀町総合福祉保健センター	子どもさんの健康、子育てについて等子どもさんに関するご相談を受け付けています。
すこやか相談	3月9日(火)			ご自分の健康について、ご相談になりたい方は、お気軽にご利用ください。血圧測定、尿検査、体脂肪測定も無料でできます。「最近、物忘れがひどくなったかな?」と不安に思われる方ならどなたでもご相談ください。
いきいき相談	3月2日(火)			痴ほうや寝たきり等の方のお世話でお困りの方
介 護 相 談	随	時	ふれあいの郷	H15年11月生まれの乳児
乳児健診	3~4ヶ月児(離乳食教室)	13:00~13:15		H15年5月生まれの乳児
	9~10ヶ月児	13:15~13:30		H14年8月・9月生まれの幼児
1歳6ヶ月児健診	3月3日(水)	13:00~13:15		H14年2月・3月生まれの幼児
2歳児歯科健診	3月24日(水)	12:50~13:10		標準的な年齢 満3ヶ月~満90ヶ月 ※就学前で未接種の場合や、ご不明な点がある場合は、福祉保健課までお問い合わせください。
予 防 注 射	三 種 混 合	3月8日(月)	13:30~14:30	*「予防接種手帳」を必ずお読みください。 *追加の方は、3回目が終わってから1年後です。

☆各健診及び予防接種には必ず母子手帳・予診表(のびっこ手帳は必要事項を記入して)をご持参ください。
 ☆2歳児歯科健診、1歳6ヶ月児健診を受けられる方は、歯ブラシとコップを持ってきてください。
 ☆予防接種を受けられる方は、来所されてから熱をはかり、受付へおいでください。なお、1年以内にひきつけを起こされた方うち、半年以上経った方は主治医の許可(必ず母子手帳等に記入してもらってください)があれば予防接種を受けることができます。

多賀町福祉保健センター ふれあいの郷

トレーニング室からのお知らせ

皆さんの健康づくりを応援するために「ふれあいの郷」では、毎月トレーニング室で健康セミナーを開催しています。2月~3月は貯筋教室です。

『筋肉を貯えて健康な体をつくろう!』をテーマにしています。なお、通常のトレーニング室のご利用には、利用講習会を受講していただく必要があります。

ぜひ、受講していただき健康づくりにお役立てください!

〈健康セミナー教室〉	〈利用講習会〉
3月 9日(火) 10:30~11:15	3月 9日(火) 13:30~14:30
27日(土) 13:30~14:15	27日(土) 14:30~15:30
27日(土) 18:00~18:45	27日(土) 19:00~20:00

【利用対象者】 18歳以上の方
 【利用料】 町内在住・在勤の方 200円
 町外の方 300円
 【その他】 運動のできる服装・運動靴・タオルをご準備ください。
 【トレーニング室利用時間】

10:00	12:00	13:00	20:30
月~土			

3月にトレーニング室が利用できない日
 毎週日曜日、第2・4月曜日(休日が祝日の場合は翌日も)、祝日

おめでた・おくやみ

12月20日~1月20日 届出分【環境生活課】

生まれました

★種村 芽依 (敏満寺)	政 宏
★谷口 海斗 (多賀)	尚 功
★鈴木さやね (中川原)	基 行
	さおり

おくやみ申しあげます

◆森野彦次郎 (霜ヶ原)	86歳
◆横田 品 (大岡)	91歳
◆田中 昭三 (一円)	76歳
◆夏原 眞守 (久徳)	82歳

結婚しました

♥樋口 晴彦 (敏満寺)	
松本 京子	

たばこを買うときは、地元の小売店で買しましょう。

税の知ってますか?

こんなことあんなこと

税務課 有2-2041 (電)48-8113 E-mail zei@tagatown.jp

土地や建物を売ったときの税金

土地や建物を売ったときの譲渡所得に対する税金は、分離課税といって給与所得など他の所得と区分して計算します。さらに売った土地や建物をいつから持っていたかにより、長期譲渡所得と短期譲渡所得とに区分して、それぞれ別の方法で計算します。(ただし、確定申告の手続は、他の所得と一緒にしなければなりません。)

長期譲渡と短期譲渡

土地や建物を売った年の1月1日現在で、その土地や建物の所有期間が5年を超えていれば長期譲渡に、5年以下なら短期譲渡になります。

例) 平成15年中に売った場合、その資産の取得が

- ①平成9年12月31日以前のもので長期譲渡
- ②平成10年1月1日以降のもので短期譲渡

税額の計算方法

- ①長期譲渡所得の場合
課税譲渡所得 × (所得税20% + 住民税6%)
- ②短期譲渡所得の場合

次の〔イ〕と〔ロ〕のどちらか多い額
 〔イ〕 課税譲渡所得 × (所得税40% + 住民税12%)
 〔ロ〕 (A - B) × 110% = 所得税または住民税
 A = (その他の課税所得 + 課税譲渡所得 - 50万円) × 税率
 B = その他の課税所得 × 税率 (税率 = 所得税・住民税)

課税譲渡所得の計算方法は

譲渡価格 - 費用経費 - 特別控除額 = 課税譲渡所得額

- 譲渡価額 = 土地や建物の売却代金
- 必要経費 = 売った土地や建物を買い入れた時の購入代金 (分からないとき売却代金の5%)
- 特別控除額 = 長期譲渡所得 最高100万円
短期譲渡所得 なし

(特別の場合)

- ◎収用などのとき...最高5000万円
- ◎自分の住家屋と土地を売ったとき...最高3000万円 など

詳しくは税務署へおたずねください

今月の町税 (納期限3月1日) 固定資産税 第4期 国民健康保険税 第10期

環境生活課からのお知らせ
 TEL 2-2021 FAX 48-8114 E-mail kankyo@tagatown.jp

国民年金保険料の納付は、口座振替で！
 国民年金保険料の納付は、便利で確実な口座振替・お得な前納制度をご利用ください！

平成16年度の保険料を口座振替により1年間前納される方は、3月中にお住まいの社会保険事務所まで処理できるよう、早めの手続きをお願いします。前納であれば、毎月納める手間もなく割引があり大変お得です。(現在口座振替により前納いただいている方は、あらためて手続きしていただく必要はありません。)

手続きは、滋賀社会保険事務局彦根

事務所(電話23-1111)、または口座振替を希望する金融機関まで。前納制度を利用した場合、平成15年度の金額では、2,830円もお得です!

毎月納める場合	159,600円
1年間前納の場合	156,770円

※平成16年度の金額は未定です。

上村義秋さん知事表彰受賞

多年にわたり地区の清掃等の環境美化に努めた個人や団体に贈られる知事表彰を上村義秋さん(多賀)が受賞されました。

上村さんは、平成3年から自宅から約5kmを徒歩で巡回され、道路沿いのあき缶の回収等環境美化に努められています。

